

九州大学病院臨床倫理委員会の申請事案に関する指針

令和2年6月24日制定
九州大学病院臨床倫理委員会

当委員会では、九州大学病院臨床倫理委員会規程第2条第1項に基づく審議の対象となる事案は次の各号のいずれかに該当する事案とする。なお、事案を申請するにあたっては、本指針とともに、別添の「臨床倫理委員会の申請に関する Q&A」を参考にされたい。

記

1. 保険診療として認められていない医療であるが、その実施を検討せざるを得ない場合であって、診療科で診療の方針を決定することが困難な事案。
2. 保険診療として認められている医療の実施を予定しているが、学会が作成したガイドラインや学会における最新の知見等でその実施に有効性や安全性等の問題が提起されていることから、診療科で診療の方針を決定することが困難な事案。
3. 診療科が医療を提供すべきではないと判断したが、患者・家族が医療の提供を強く希望し、診療科の説明を受け入れない事案。
4. 診療科が医療を提供すべきと判断したが、患者・家族が医療の提供を拒否している事案。ただし、本院が作成したマニュアルによって対応を決定できる事案を除く。
5. 診療科が患者に医療を提供するにあたり、患者が医療を受けることを自ら意思決定できない、または、意思決定できないと疑われる事案。
6. その他、本委員会が倫理的な問題について判断を行う必要があると認められる事案。

診療科等でのカンファレンスで適切に対応方針が決定されている案件については、原則として重ねて審議は行わない。

また、通常は医学的にハイリスクの患者を対象にすることのみをもって、臨床倫理に抵触するとは考えられないことから、当該事項のみを理由として提出される案件も審議の対象としない。

なお本委員会は上記の審議事案とは別に、下部組織である臨床倫理コンサルテーションチームが九州大学病院臨床倫理委員会規程第11条に基づいて実施した、臨床倫理コンサルテーションの実施報告を受ける。